| | |
|---|---|
| 二十九　指定暴力団対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 三十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額<br>二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策及び養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額<br>当該年度において赤潮対策に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 三十一　赤潮対策に要する経費があること。 | |
| 三十二　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。 | 実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。<br>算式<br>A×α<br>算式の符号<br>A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）<br>イ　過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項又は第33条第１項に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額<br>ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |

| | |
|---|---|
| 二十九　指定暴力団対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 三十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額<br>二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策及び養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額<br>当該年度において赤潮対策に要する経費（第三条第一項第三号イの表第五十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 三十一　赤潮対策に要する経費があること。 | |
| 三十二　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。 | 実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。<br>算式<br>A×α<br>算式の符号<br>A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）<br>イ　過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項又は第33条第１項に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額<br>ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |